

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

- ・家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、12月15日に中央家畜保健衛生所病性鑑定室において遺伝子検査を行い、本日、その結果を農林水産省に送付したところ、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定されました。
- ・当該農場は、「感染が疑われる」との報告があった時点から、飼養家きんの移動を自粛しています。なお、我が国ではこれまで、家きん肉、家きん卵を食べることにより、人に感染した例は報告されていません。
- ・報道各社に対しては、殺処分等の防疫措置の状況について、午前12時時点での情報を毎日、県広報広聴課を通じて提供します。また必要に応じて農場での防疫作業風景についても県が撮影した画像を提供します。
- ・現場周辺での撮影や取材は、本疾病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。特にヘリコプターやドローンを使用しての取材は、防疫作業の妨げとなるため、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。

1 農場の概要

所在地 : 宿毛市

飼育状況 : 採卵鶏 飼育羽数 3.2 万羽

2 経緯

- (1) 令和2年12月15日朝、当該農場管理者から西部家畜保健衛生所に「死亡羽数の増加」との連絡がありました。
- (2) 同日、西部家畜保健衛生所が立入検査を行い、簡易検査を実施したところ、13羽中11羽(死亡鶏11羽中11羽、生鶏2羽中0羽)の陽性を確認しました。
- (3) 昨日から、中央家畜保健衛生所病性鑑定室において遺伝子検査を行い、本日

その結果を農林水産省に送付したところ、H5 亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であると判定されました。

### 3 今後の対応

本事例が疑似患畜と決定しましたので、昨日の高知県鳥インフルエンザ危機管理本部会議で決定した対応方針に基づき、初動防疫を開始しました。

(1)「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺及び埋却、制限区域の設定等の必要な防疫措置を開始します。

(2)感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置し畜産関係車両の消毒を開始します。

### 4 その他

(1)我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例は報告されていません。

(2)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

#### お問い合わせ先

所属：高知県農業振興部畜産振興課

担当：萩原（はぎわら）、公文（くもん）

TEL：088-821-4551 FAX：088-821-4578

所属：高知県危機管理部危機管理・防災課

担当：池上（いけがみ）、西尾（にしお）

TEL：088-823-9311 FAX：088-823-9253